

非木造住宅の

令和6年4月発行

耐震改修を支援します！

平成7年に発生した阪神・淡路大地震での死者数は6,434人にのぼり、その約8割が建物倒壊による圧死とされています。平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、わが国の観測史上最大の地震となり、想定外の甚大な被害をもたらしました。今後、このような大地震の発生が首都圏で起こることが危惧されるなかで、区では地震災害から区民の貴重な生命と財産を守るため、区内全域で非木造住宅の耐震化を支援しています。



>>> 耐震化の流れ <<<



お問い合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階

TEL: 03-5742-6634 FAX: 03-5742-6898

非木造住宅耐震診断支援 (区内全域)

対象建築物	①昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅 ②個人が所有するもの(一部、店舗や事務所との併用含む)
対象者	建物の所有者(共有の場合は代表者)
助成内容	耐震診断費用の1/2を助成
助成限度額	80万円

非木造住宅耐震補強設計支援 (区内全域)

対象建築物	上記耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された建築物
対象者	建築物の所有者(共有の場合は代表者)
助成内容	耐震補強設計費用の1/2を助成
助成限度額	80万円

非木造住宅耐震改修支援 (区内全域)

対象建築物	上記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された建築物
対象者	建物の所有者(共有の場合は代表者)
助成内容	耐震改修工事費用の10/10を助成
助成限度額	150万円
その他	<ul style="list-style-type: none">耐震改修費用には、融資制度があります。耐震改修の工事費は、所得税、固定資産税等の減免措置の対象となります。

耐震化促進協力団体

建築関係	社団法人 東京都建築士事務所協会 品川支部 品川区豊町6-1-7 TEL03-6426-8870
------	---